

解明へ「共同の心」を

官製談合 疑惑

当時の入札の仕組み

最低制限価格とは、この金額未満の入札は失格となる。当時の総務主監の説明によれば、「粗悪・手抜き工事防止」や「ダンピング防止」で下請け代金の値切り防止、労働者賃金の確保を目的に過度の競争とならないよう設定している、という。しかし、下請け代金たたき、労働者賃金の切り下げに対して法的には何ら効力をもたない。甲良町では平成21年5月1日の建設業者にあてた通知文で「中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの改正に伴い、算定方法の算式を示した上で、「但し、予定価格の算出基礎としている設計価格の66.7%から85%の範囲とする」と定めていました。昨年7月9日執行の呉竹センター、福祉空間、太陽光発電の3つの入札では、全て85%に設定されていました。

県の対応は甘い
県は西澤議員らの要請に対し、営業停止の及ぶ範囲は民間からの受注や処分前の受注工事は対象外であること、国の事例等を適用して停止7日間としたこと、監視は変更届書などで事後に十分できることなどと説明。参加者は県の対応が甘すぎる、やり得を許すな、などと批判。法違反を容易に予測できる立場にありながら指名に加えた町行政をしつかり指導し、未然に防止すべき、など要請しました。

←予定価格(公開)

「予定価格」以下と「最低制限価格」以上の間で一番低い金額で入札した業者が「落札」となる。

←最低制限価格(非公開)

「最低制限価格」は、非公開で、発注工事一件につき、設計価格と積算根拠に基づき、設計価格の66.7%～85%で設定される。「最低制限価格」未満の入札は失格となる。

町の規定に基づく「下請負人報告書」が7月30日に提出され(株)浜野工務店が、建設業法で定める制限額を超えて下請け契約を行っていたことが判明。許認可庁の県は10日付けで7日間(8月24日から30日まで)の営業停止処分を公表しました。3日、北川町長が県庁を訪れ対応をたずねていたもの。西澤議員は17日、森県議同席で、町民有志とともに「中小零細建設業者の保護育成を進める公平な行政が願い」とした上で5項目の疑問を明らかにするよう要請書を提出しました。なお、今回の官製談合疑惑問題を知らずとも当時の入札制度の一部をお知らせします。

違反確定 補充書提出

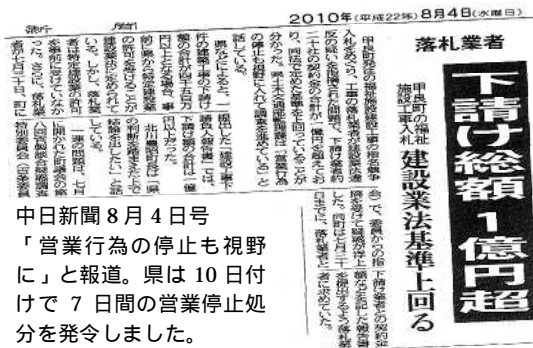
9日、西澤議員は建設業法違反確定を受け、監査請求の意見陳述補充書を提出。「直ちに建設業法違反行為に対して行政処分を行うよう勧告すること。」「昨年5月1日付けの町内指名ランク変更は『浜野工務店を福祉工事で指名業者に加え落札させる』ための目的をもったものと断定しても何ら差支えないと考えられます。」などの主張を追加提出しました。

「地元育成」は何だった？

(株)浜野工務店から提出された報告書によると下請け契約額の合計は1億172万1千円。町の発注額が1億5922万2千円。この工事での完成工事総利益は57,501千円(以上すべて税込)となります。調査によると過去3年間の実績では「外注」以外の材料・経費は平均約2割です。この工事では材料費の負担はほとんどないが見られ、入札時に提出した積算内訳書では1800万円 税込に換算すると1890万円、差引約3860万円の推定利益が上がった勘定と見られます。

さらに、同「報告書」では19業者の内、町内は4業者であることが分かり、ランク変更の「地元育成」は何だったのか、厳しく問われます。

町民が不況や、コメの暴落で苦しんでいる時に、公共工事は全て税金であり、濱野圭市氏が「全体の奉仕者」「行政の監視役」の議員という立場であることを考えれば、痛烈な批判が起きることは当然と言えそうです。



お元気ですか

のぶあきです

日本共産党

西澤伸明議員だより

2010年8月22日(日)号

Tel・Fax: 38-4949

滋賀・甲良町在士 463

お元気ですか
のぶあきです
町政上の正念場
猛暑日の連続、太陽が近づいたのか、と挨拶するときも。熱中症に気をつけたいものです。一票の価値は大変重く、凄くもんだなあ、と改めて思います。先の参議院選挙で国民は民主党政権に不信感を突きつけ、「消費税引き上げ」準備プログラムを狂わせています。公正な行政を前に進ませるか、後ずさりさせるか、町政の正念場ではないでしょうか。昨年、北川町政を誕生させたことが、今、大きい値打ちであることに気付いているのは私だけでしょうか。当時の幹部ぐるみのゆがみの実態が次第に明るみになっていきます。解明の道半ばながら、開かれた町政「の内実が少しずつ進み出していることを実感。「疑惑解明」の一致点での共同が大きな力になっていくことの確信を猛暑乗り切りの栄養源としたいもの。

談合疑惑にからむ 恐喝未遂事件の初公判

去る 17 日、甲良町福祉施設工事をめぐる談合疑惑に絡む 3 人の恐喝未遂事件の初公判が開かれ、マスコミ関係者を含む総勢 48 人が傍聴。関心の高さを示しました。

3 人の内、宮寄光一氏と山崎正則氏は起訴事実を全面否認。逮捕、起訴そのものがまちがいだった、と用意した書面をしっかりと口調で読み上げました。

一方、山口透氏は起訴事実を全て認めると意見。玉木弁護士は山口透氏の供述調書は不同意と表明しました。

注目は玉木弁護士の冒頭陳述で、公判後「なんと切れがいい。スッキリした！」などの感想が口々に聞かれました。

玉木弁護士の冒頭陳述は、本件事件の構図 / 町長（当事）らが談合したことは確実に解される / 両名には動機がない / テープの処理 / 共謀の事実はない / など 8 章から構成される弁論を理路整然と展開されたことに、公判廷は静まり返っていました。

玉木弁護士の冒頭陳述要旨より、「本件事件の構図」を紹介します。

（見出し = 編集者）

官製談合の当事者が 世論の目をそらすため

第 1 本件事件の構図

1 被告人山口透の行ったことが恐喝未遂事件に該当すると仮定した場合、本件は、山口透が談合問題で山崎義勝町長（当時）〔以下「町長」と表示する、現在では「前町長」となる〕ら談合をしたとされる 4 人に野瀬喜久男から確認したテープをもとに圧力をかけ、町長らから仕事をもらう、あるいは 1500 万円を貸してもらおう

としたが、失敗したという事件となると解される。山口透の行為が何を目的にしたものであったのか判然とせず、同人の恐喝未遂事件として成立するかどうかははっきりしないが、同人が紛らわしいことをしたことは事実であり、その点については後述する。

2 そして、山口透は、捜査官に対し、その恐喝未遂について、宮寄光一、山崎正則らと恐喝の共謀をしたと自白し、また、実行行為を分担したことはないのに、両名と一緒にして事件をやったと自白している。しかし、その自白調書は、甲良町の官製談合疑惑調査特別委員会の証言とも完全に矛盾し、その信用性はない。

最低制限価格を教えた可能性

3 山口透の不当要求に町長らが最初から毅然として対応しなかったのは違法に資格のない濱野工務店をランクアップさせ、最低制限価格を教えて落札させたがゆえのことである可能性が高い。

4 山口透の不当要求が恐喝未遂事件になるかどうか不明であるが、山崎義勝町長（当時）らは、最初からその要求が何であるのか不安に思い、何とか利益を供与して山口透をなだめようとしたものである。

「官製談合は間違いなし」を認識

5 宮寄光一、山崎正則両名は、その町長らが最初から毅然とした対応を一切せず、警察にすぐに通報しようとしないうちやいろいろ細工をして濱野工務店に落札させた入札の経過からも官製談合は間違いなしということを確認した。そして、近く町長選をかかえる町長から、どうしたら山口透をおさめ

ることができるかの相談を受け、あれこれアドバイスしたものである。しかし、結論的には、山崎正則は、町長は山口透の要求をはねつけることで終わるものと見ていたものであり、宮寄光一は山崎義勝が町長に再選されれば、彼が町の仕事を山口透にやるつもりにしていたと見ていたものである。

6 省略

百条委員会の設置

7 平成 22 年 3 月 9 日、甲良町議会において、官製談合疑惑調査特別委員会（百条委員会）の設置がなされ、その審理が進む中で、町長らは追い詰められ、談合事件が大きくクローズアップされることとなった。

8 平成 22 年 6 月 2 日、談合の全貌を知っていると解される議会事務局長村田和久廣が前記官製談合疑惑特別調査委員会で証言した（平成 22 年 5 月 31 日）後自殺をしたが、それは、真相を知りつつ、追い詰められたことが原因であったと推測される。

被害直後になぜ出せぬ

9 本件は、平成 21 年 7 月のこととされるが、被害の届出がなされたのは、新聞報道によれば、平成 22 年 2 月のことであるとされている。しかし、本当に恐喝の被害を受けた状況であったならば、その直後に被害申告や告訴がなされていなければおかしい。

10 捜査官は、事件から相当期間経過した告訴事件については、慎重に捜査を行うのが通例である。それは、告訴が別の目的でなされ、刑事事件の捜査がそれに利用されることが多いからである。本件も、官製談合事件の当事者で今後被疑者・被告人となる可能性が

あった 4 人が政治的に捜査側や世論の目先を自分たちからそらすために、自分たちを被害者とする本件恐喝未遂事件を作りあげていった可能性が高いと解される。いずれにしても、本件は筋が悪い、事の本質を捉えていないものといえる。

「共同の心」を - 西澤議員の談
現時点で「無罪」支援を決定したわけではありません。真相を見極めるという立場です。

この恐喝未遂事件の裁判は、政治・信条・立場の違いや過去のいきさつを別に「談合疑惑の解明」と「無実の人間に罪を着せるな」で一致する幅広い共同の心が必要であり、その世論を広げたいと痛感します。

確かに宮寄議員から過去に攻撃もあり、議会活動の考えも異なります。しかし、玉木弁護士の冒頭陳述にあるように、談合疑惑の解明から目をそらす狙いがあったことが推測される事件だからこそ「共同の心」を私は訴えたいと思わずにはいられないのです。

ある傍聴者の感想

町内ではほとんど 2 人は「悪者」のレッテルを貼られていると思っていましたが、多くの人が公判を傍聴され、「宮寄光一、山崎正則は恐喝などしていない」という弁護士さんの弁論を聴いてくれたのが大変うれしく、心強く思いました。談合疑惑の解明が進み「本当の悪人」がさばかれるようになり、甲良町が良い町になってほしいと思います。